

参考資料Ⅰ

参考：第Ⅰ回洲本市国民健康保険運営協議会資料(抜粋)

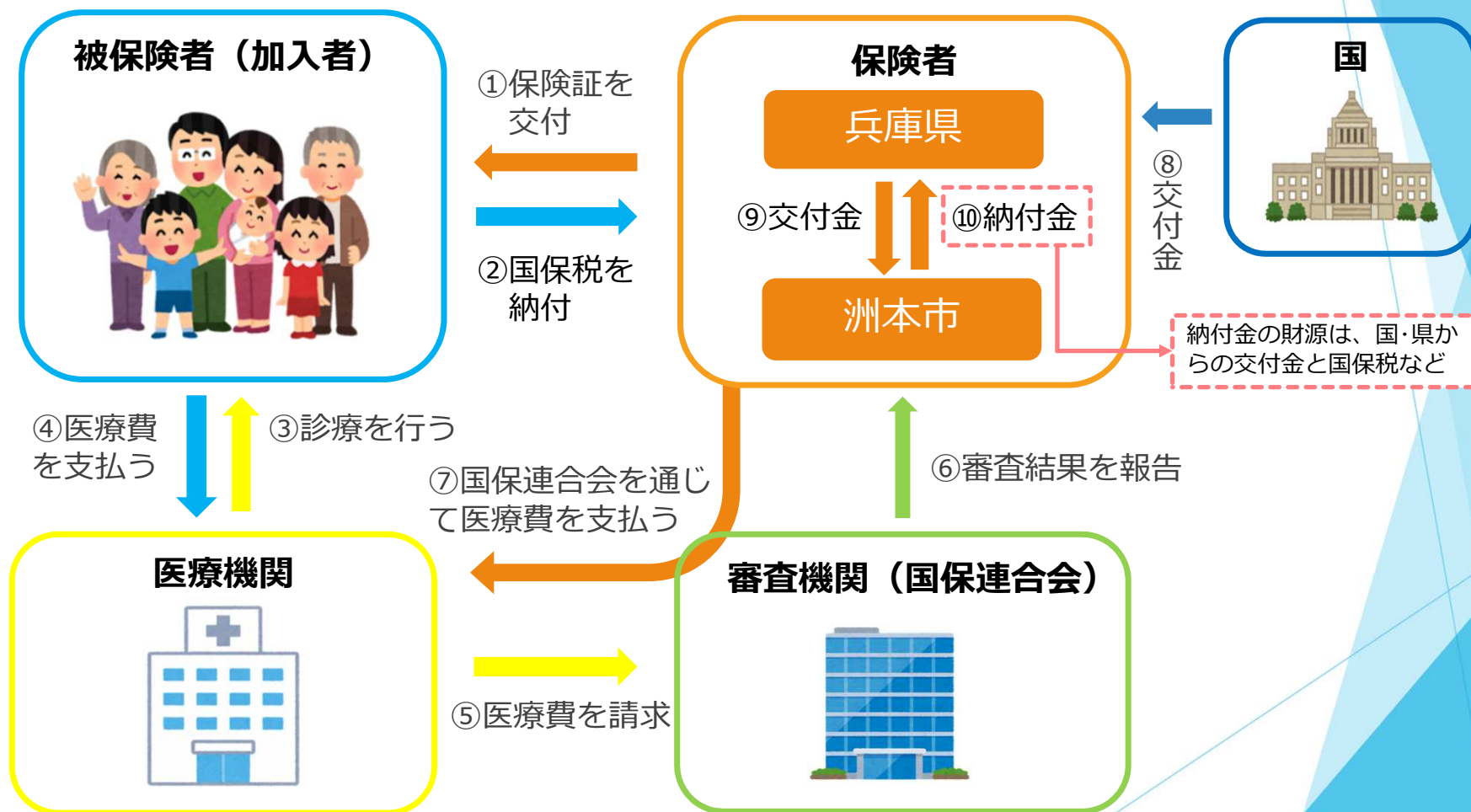
国民健康保険の概要

洲本市 市民生活部 保険医療課

国民健康保険（国保）とは？

- ▶ 社会保障制度の一つで、市町村と都道府県が保険者として運営する医療保険制度です。
- ▶ 国民健康保険の加入者は、職場の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）の加入者、75歳以上等で後期高齢者医療制度の加入者および生活保護を受けている人以外の方となります。
- ▶ 国民健康保険を運営する都道府県や市町村を「保険者」といい、加入者のことを「被保険者」といいます。
- ▶ 世帯主がまとめて届け出や保険税の納付を行いますが、世帯の一人ひとりが被保険者です。
- ▶ 財源は、国民健康保険税と国等からの交付金です。

国保の仕組み【全体イメージ】



国保税について①

- ▶ 国保税は、年齢によって負担する保険税が異なります。

A 医療給付分（医療分）

B 後期高齢者支援金等分（支援分）

C 介護納付金分（介護分）

の合計額

40歳未満の方

A 医療分

B 支援分

40歳～64歳の方

A 医療分

B 支援分

C 介護分

65歳～74歳の方

A 医療分

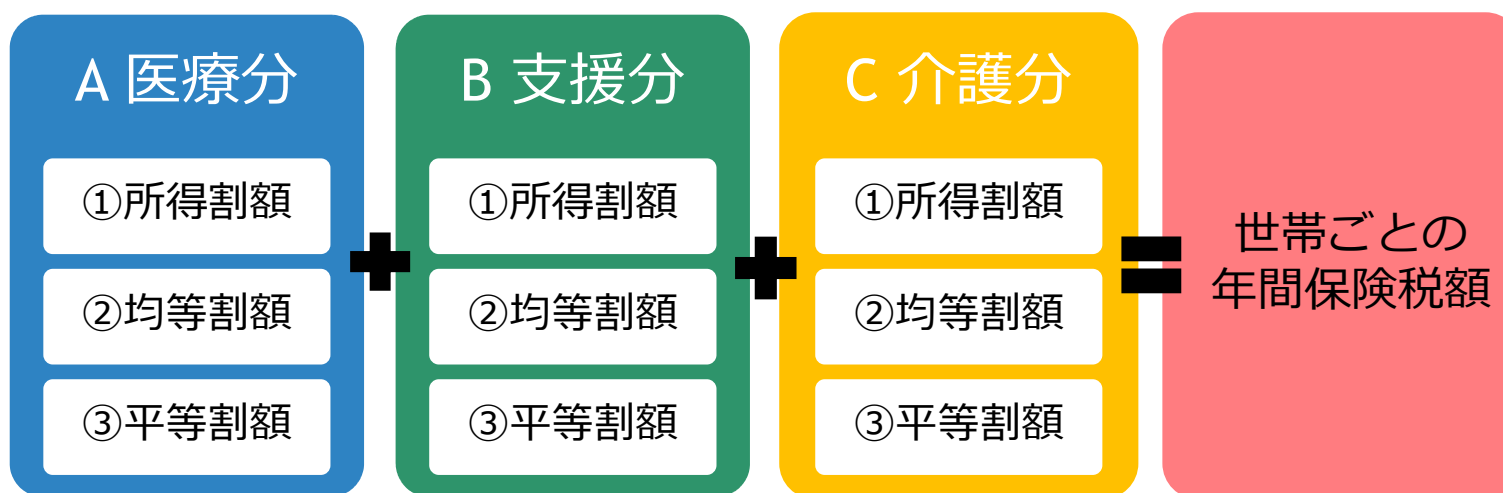
B 支援分

※介護納付金分は介護保険料として別に納めます

国保税について②

- ▶ 医療分、支援分、介護分は、下記の項目で構成され、その合計額が世帯ごとの年間保険税額となります。

- ① 所得割 世帯の被保険者全員の前年所得に応じて計算
- ② 均等割 世帯の被保険者数に応じて計算
- ③ 平等割 1世帯あたりの額



洲本市の国保税

- ▶ 税率は市町村ごとに異なり、毎年見直しを行います。
- ▶ 令和6年度の洲本市国保税は、下記のA、B、Cの合計額です。

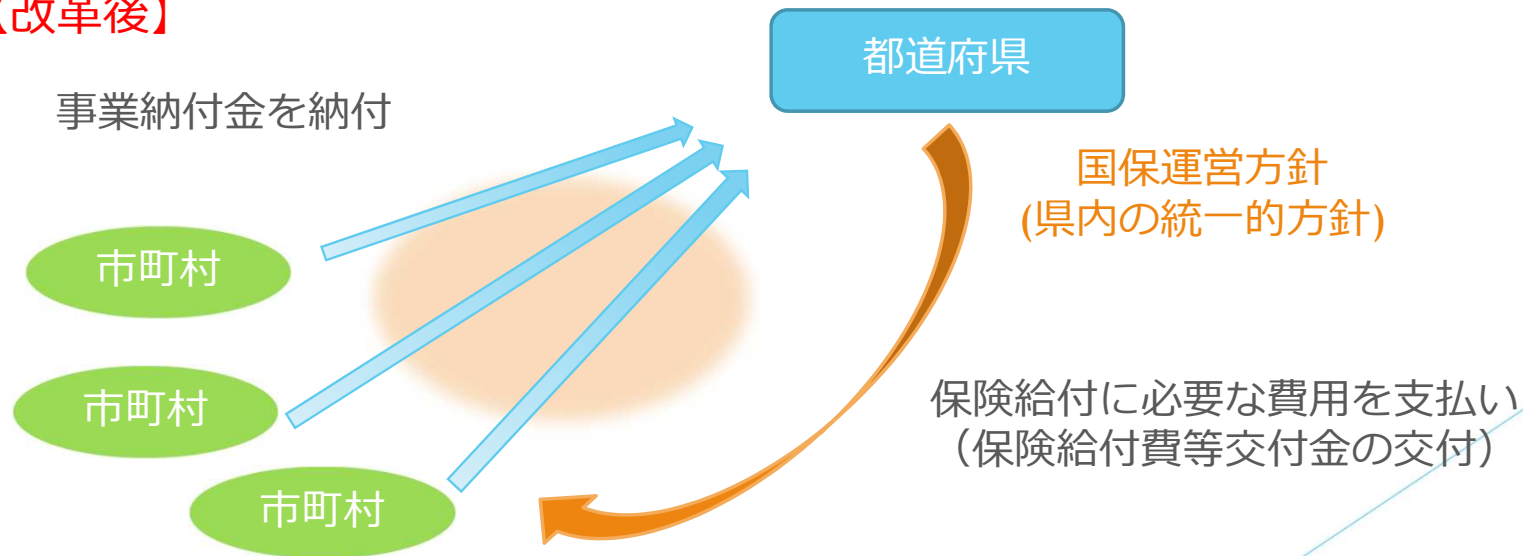
	A 医療分	B 支援分	C 介護分
①所得割	基準所得額×6.90% = A①	基準所得額×3.00% = B①	基準所得額×2.70% = C①
②均等割	加入者数×26,500円 = A②	加入者数×10,200円 = B②	加入者数×11,800円 = C②
③平等割	1世帯19,000円 = A③	1世帯7,500円 = B③	1世帯5,500円 = C③
計	A①+A②+A③= 1年間の医療分国保税 (最高限度額65万円)	B①+B②+B③= 1年間の支援分国保税 (最高限度額24万円)	C①+C②+C③= 1年間の介護分国保税 (最高限度額17万円)

支援分：R5⇒R6 22万⇒24万円

国保財政のしくみ（H30年度～）

- ▶ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理します。
- ▶ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付し、兵庫県が算定した標準保険料率を参考に、保険税率を決定します。

【改革後】



県・市・運営協議会の主な役割

	兵庫県	洲本市
財政運営	財政運営の責任主体 市町村が支払う国保事業納付金の決定 財政安定化基金の設置、運営	国保事業費納付金を兵庫県に納付
保険税(料)の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険税率を決定 保険税の賦課・徴収
資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	地域住民との身近な関係の中、資格管理（被保険者証等の発行）
保険給付	給付に必要な費用を、全額、市町村に支払い	保険給付の決定、支給
保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	特定健診などの保健事業の実施

諮問



答申

洲本市国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第十一（条）

国民健康保険事業の運営に関する審議